

秩父市農業委員会 令和元年 第5回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年5月22日(水) 午後2時00分から
同 日 午後3時27分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第19号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

		(2件)
議案第20号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(3件)
議案第21号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(4件)
議案第22号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(8件)
議案第23号上程	農用地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第24号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（14人）

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員（なし）

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主席主幹	小嶋 祥弘
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主席主幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主事補	南 唯		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（糸会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和元年第5回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（糸会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた

しましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸会長） 本日は全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会
会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指
名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。

9番 加藤 勝市 委員 及び 10番 黒澤 元国 委員のお二人をお願いいたしま
す。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を
指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸会長） 次に、諸報告を行います。 総会に報告すべき事項のうち、前回
総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしました
ので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

齋藤事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧くだ
さい。番号1番及び番号2の農地改良についてですが、申請地は市道幹線7号
線沿いで伊古田と下吉田の堺付近です。届出事由は、申請地は、道路面より1
30cmほど低く、100cmほど客土し畑として耕作しやすくしたいためござ
います。

なお、農地改良後は自家用露地野菜を作付けする予定でございます。

次に番号3ですが、申請地は県道皆野荒川線沿いで品沢と小鹿野町の堺付近
です。届出事由は、申請地は、道路面より150cmほど低いため、法面に盛土し
畑へ耕作機械等を搬入しやすくしたいためでございます。

なお、農地改良後は自家用野菜を作付けする予定でございます。

届出内容を審査しましたところ、いずれも改良する面積が1,000㎡未満であり、
工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当
し、申請者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決に
より受理いたしました。諸報告は以上です。

日程第6 審議議案の報告

議長（衆会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。議案第19号、番号1は申請取り下げとなりましたので、削除してください。

次に議案書の5ページをお開きください。議案第21号、番号1は申請取り下げとなりましたので、削除してください。

それでは、令和元年 第5回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第19号 農地法第3条第2項第5号別段の面積の見直しについてが2件、

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてが3件、

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてが4件、

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてが8件、

議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてが1件、

議案第24号 農用地利用配分計画の意見についてが1件、

以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（衆会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第19号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
(2件)

議長（衆会長） 次に、議案第19号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第19号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が

効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。私からは番号2について説明します。

申出地は、大宮 字峯沢 畑 1筆 1299㎡。

案内図の、2ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、県立秩父特別支援学校から北北西に約550m離れた場所に位置し、平成1年相続により取得した土地です。

農地の所有者は相続で取得したものの遠方に居住しているなどの理由から、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

現地を確認したところ、よく管理された農地となっております。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

高野参与 続きまして、番号3について説明いたします。

なお、別段の面積の見直しについての説明は、先ほど述べたとおりです。

申出地ですが、下影森 字 滝 畑 2筆 259平方メートルです。

案内図の3ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、水道局影森第二配水池の東220メートル付近に位置し、平成8年相続で2分の1、平成28年持分放棄により全部を取得した土地です。

農地の所有者は、高齢かつ遠方に居住のため自らは耕作ができない状態にあります。

こうしたことから、申出地が将来的に遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

現地を確認したところ管理されている農地でした。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第19号 番号2について意見を申し上げます。事務局から説明のあったとおりですが、大宮は10aが下限面積になっているので、1名で耕作するなら3条申請でいいんですが、農地の有効利用という観点から今後どのように使われるかという意味で、今回の申請になったと思われるので、私は1区の吉川推進委員の意見を尊重したいと思います。

1区（吉川推進委員） 現地確認したところ、きれいに管理された農地で、すぐにも耕作できる状態です。新規就農者に利用され引き続き耕作されればいいなと思います。ご審議をよろしくお願いします。

4番（高野委員） 番号3について意見を申し上げます。先日事務局と現地を確認したところ耕作地でした。申出人と家族を含め農業を行う人がいないということでは止むを得ないと感じました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

1区（浅見推進委員） 事務局と担当委員の説明のとおりですが、別の日に現地も確認したところ、農機具小屋もありそれも一緒に譲り渡すとのことでした。特別問題ないと感じました。ご審議をよろしくお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第19号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第20号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （3件）

議長（条会長） 次に、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 私からは、番号1、番号2について説明いたします。

はじめに、番号1ですが、平成31年第4回定例総会において、別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立しこのたびの申請となりました。

なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、大宮 字 田ノ入 畑 1筆 625平方メートルで、水道局影森第二配水池の東320メートル付近に位置しています。

譲受人は新規就農者で申請地に隣接して居住しており、作付け計画では自家用露地野菜を栽培するとのことです。

現地を確認しましたところ管理されている農地でした。

次に、番号2について説明いたします。

本件も、番号1同様、本年3月の第3回定例総会においてご審議、決定いただき、設定された農地に対し譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人とも協議が成立したことから申請されたものです。

なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 1筆 504平方メートルで、秩父二中の西550メートル付近に位置しています。

譲受人は新規就農者で申請地に隣接して居住しており、作付け計画では自家用露地野菜を栽培するとのことです。

現地を確認しましたところ管理されている農地でした。

南主事補 次に、番号3の案件について説明をいたします。

本件は、平成31年第4回定例総会においてご審議いただいた「議案第15号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された、荒川白久字清水 畑1筆213㎡について譲り受けた旨、申し出があり譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

なお、譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は秩父鉄道白久駅の北東約340m付近です。

譲受人は現在、農地は所有しておらず、新規就農者となります。

この度、申請地に隣接した住宅も申請地とともに購入し、移り住んだうえで就農をしたいとして申請しています。

譲受人は新規就農者で農業機械も所持しておりませんが、計画では家庭菜園としてジャガイモ、白菜、大根を作付し、大きな機械を使用しない耕作を予定しています。現状を確認したところ、不耕作地となっていました。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第20号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。事務局と浅見推進委員と3人で確認しました。近所の新規就農者ということですので、止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

1区（浅見推進委員） 番号1について意見を申し上げます。譲渡人は仕事の都合で農業ができないということで、申請地の近所の人引き継いで耕作をし、管理して行きたいということですので、良いのではと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

2番（横田委員） 番号2について意見を申し上げます。概要につきましても、事務局が説明をしたとおりです。3月に現地を確認しましたが、非常によく管理された農地です。引き続き一生懸命農業をやってくれる人のようですので、ほっとしています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

1区（浅見推進委員） 番号2について意見を申し上げます。申請地は良く管理された農地でこちらも近所の人やってくれるとのことですので、問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

3番（高橋委員） 番号3について意見を申し上げます。概要につきましても、事務局が説明をしたとおりです。申請地は不耕作状態で譲受人が耕作してくればありがたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

6区（長谷川推進委員） 番号3ですが、高橋委員が言ったとおり不耕作状態の農地ですが、隣接の住宅も買って一緒に畑も耕作してもらえるとということで、大変いいことなんです。この辺は他にも不耕作地が多く他の農地も耕作してくれば有り難いと思っています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番（横田委員） 1 a の別段の面積の関係ですが、番号3のように農地付きの住宅を買って農業するような案件は一生懸命やってくれるのかなと思います。農地だけ買ってという場合は長期的に経過を観察していく必要があると思いますが、その辺は事務局で管理してもらえるのでしょうか。

斎藤事務局長 基本的には、推進委員さんなり農業委員さんにパトロールを兼ねて状況を把握してもらいたいと思っております。また、これまで別段の面積の見直しにより取得した農地はほとんどが申請地の近所の人へ移転しているケースがほとんどですので、今のところあまり心配はしていませんが、今後、一覧表なり作成して管理状況をチェックしていく必要はあると考えています。

5区（高岸推進委員） 別段の面積の関係ですが、1筆が1 a 以上ということでなく合計で1 a 以上という解釈でいいですか。

岩田主事 経営面積ということですので、合計で1 a 以上ということです。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第20号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第21号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

議長（糸会長） 次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

小嶋主席主幹 それでは、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字山ノ根（やまのね）・畑・2筆・329平方メートルで、平成30年に相続により取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南東約840メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在の住まいが老朽化し、地下水の関係で常に床下が湿気がある状態であり、また間取りが狭く、子供の帰省時に宿泊ができない状態であるため、申請地に住宅を建てたいと、このたび転用申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年12月27日付けで、除外の決定を受けております。

現地を調査したところ、きれいに保全管理されていました。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接の農地の隣接農地所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字甲中山田（こうなかやまだ）・畑・1筆・32平方メートルで、平成元年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校から南600メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請地は申請者が居住する宅地に隣接しており、申請者が平成元年に相続し、住宅の前庭が狭く日常生活上不便なことから、転用許可の無いまま、本申請地を庭として使用してきたとのこと。

このたび、今後も同様に庭として使用していきたいことから、申請人からの始末書を添付のうえ申請されました。

申請地には砂利敷き・植栽等がされ、庭として使用されておりました。

また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

つづいて、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字下長芦（しもながあし）・畑・1筆・498平方メートルで、昭和61年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校から北東90メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請者は現住居が公共事業により、土地の大部分が計画道路の拡幅により消失し、残地での建築計画は困難で実生活に支障がでてしまうことから、申請地は自己所有地であり、現在の居住地に近く生活面において体の負担が少なく、長らく住み続けてきた地で今後も暮らして行くために住宅を建てたいと、このたび転用の申請をされました。

申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

南主事補 番号5について説明をいたします。

申請者、土地の所在等は議案書記載の通りです。

申請地は荒川日野字丸山 畑 1筆 99平方メートルで、平成25年に相続により取得しています。

案内図の10ページをご覧ください。申請地は国道140号道の駅あらかわ交差点より西北西約130メートル付近にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小農地の集団として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、昭和40年頃より、近隣の畑や宅地への進入路として使用されていましたが、この度調査をしたところ農地であることが判明しました。農地に復旧することも難しいことから、今後も引き続き、現況の状態で使用していきたいとして始末書添付の上、申請されました。

なお、申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

追認のため隣接の農地所有者からの承諾書はありませんが、代わりとして経緯書が添付されており、周辺の営農に被害が生じるものはないと思われます。

現地を確認したところ、進入地として利用されておりました。

議長（桑会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番（横田委員） 番号2について意見を申し上げます。申請地付近は大変良く管理された農地が多く、申請者には会えませんでした。現在の家は水付きで湿気が酷く、別の場所へ建て替えたいとのことですので、止む得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

7番（新田委員） 番号3と番号4の案件について意見を申し上げます。概要に

つきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。番号3は自宅の新築時より庭として管理し面積的にもわずかなので止む得ないと判断しました。

番号4については県道拡幅の公共事業のため宅地の半分以上が掛かり、余儀なく移転するということで止むを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議の程お願いします。

11番（豊田委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認してまいりましたが、昭和40年頃より道路として利用していたようで、今後その道路も拡幅したいということですので止むを得ないと考えます。皆さんの判断をお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第21号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第22号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （8件）

議長（糸会長） 次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は品沢 字 畑ヶ中（はたけなか）、川向（かわむかい） 田 4筆 計1748㎡で、昭和54年、昭和48年にそれぞれ相続により取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。申請地は皆野秩父バイパス秩父蒔田ICから西に約790m離れた場所にあり、立地の基準につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は高齢化により事実上就農が困難となっており、申請地は現在も農地として活用されておられません。そこでこのたび、太陽光発電事業をおこなう譲受人が当申請地を譲り受け、土地の有効利用を図るべく、ここに太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

計画では太陽光パネル480枚を設置する予定です。経済産業省から発電設備についての認定を得ており、東京電力株式会社からの電力需給契約申込みについて承諾を得ています。また、転用にあたりましては隣接する雑種地1筆33㎡を一体利用する予定になっており、合計敷地面積は1781㎡になります。

資金調達計画も整っております。また、隣接の農地所有者からは転用に差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、申請地のうち2筆は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けています。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

小嶋主席主幹 番号2の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字甲中山田（こうなかやまだ）・畑・1筆・32平方メートルで、平成元年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校から南600メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地拡張です。

譲受人が来訪者の駐車場がなく不便なことから、平成30年12月より、転用許可の無いまま、本申請地を来客用駐車場として使用してきたとのことです。

このたび、今後も同様に来客用駐車場として使用していきたいことから、申請人からの始末書を添付のうえ申請されました。

申請地には砂利敷き等がされ、来客用の駐車場2台分として使用されておりました。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

つづきまして、番号3について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字越腰入（えっこしいり）・畑・1筆・1166平方メートルで、平成9年に相続により取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校から東800メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は、太陽光発電施設用地です。

申請地は不耕作状態で、今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

計画では太陽光パネル252枚と、その他必要な機器等を設置する予定のことです。

申請にあたり、東京電力との電力需給接続契約を締結したことがわかる書類、さらには、経済産業省からの再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知も添付されております。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することの同意書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

齋藤事務局長 番号4の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字坊地 田1筆 1140平方メートルで、平成9年に相続で取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔公民館の北西約130メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成12年に成立した法人で、発電事業、売電事業、太陽光発電所開発に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、申請地を借り受けて、太陽光発電施設として転用するものです。

譲渡人は耕作も出来ず維持管理も大変であり、今後においても耕作する予定は

なく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル280枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接農地所有者からの承諾書も添付されており、周辺との問題は特にないと思われれます。

現地を確認したところ、不耕作地でした。

次に番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字坊地 田1筆 1285平方メートルの内185平方メートルで、平成28年に相続で取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は先ほどの番号4の土地に隣接している部分です。

申請事由は隣接地の太陽光発電施設の設備を設置するための搬入路として使用するため一時転用したいとして申請されたものです。

転用期間は30日間で鉄板を26枚敷き工事用車両の通路用地として使用し、完了後は元の状態に戻して返却するとのことでした。

現地を確認したところ、不耕作状態でした。

新井主席主幹 番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 取方 畑 1筆 661㎡で、平成4年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は吉田小学校の南東約530m付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は自動車部品等の製造業を営んでいる法人ですが、昭和60年ころより、農地法の手続きを行わないまま、本申請地を借り受け社用車及び従業員の駐車場として使用してきました。この度、農地のまま駐車場として使用してきたことが判明したため、始末書添付の上、申請されたものです。

現地を確認しましたところ、舗装の上、申請のとおり社用車及び従業員駐車場

として利用されておりました。

番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は吉田久長 字 三宮寺原（サングウジハラ） 畑 1筆 235㎡で、平成20年に相続により取得した土地です。

案内図の15ページをご覧ください。申請地は、龍勢会館前交差点から東に約470mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接地で会計事務所を営んでいますが、現在、来客用の駐車場がない状態です。平成28年2月に事務所から西へ約200m離れた場所に従業員用の駐車場を整備しましたが、来客者は、事務所前のスペースか、路上駐車をしている状況です。この度、隣接地を譲ってもらえることになり、来客用の駐車場を整備することになり申請されました。6台分の駐車場を整備することで来客者の利便が図られ、路上駐車などがなくなると見込まれます。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

資金調達計画も整っており、隣接農地所有者からの承諾書も添付されているため特に問題はないと思われます。現地を確認しましたところ、保全管理状態でした。

番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は吉田久長 字 三宮寺原（サングウジハラ） 畑 1筆 338㎡で、平成20年に相続により取得した土地です。

案内図の15ページをご覧ください。申請地は、番号7でご説明した申請地の隣となります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、秩父市内のアパートに居住しており、そこから吉田久長で父が営む会計事務所に勤務しています。子供の成長とともに何かと手狭になり、自己用住宅の建築を検討していたところ、勤務している事務所で

あり自身の実家の隣接地を譲ってもらえることになったため申請したものです。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

資金調達計画も整っており、隣接農地所有者からの承諾書も添付されているため特に問題はないと思われまます。現地を確認しましたところ、保全管理状態でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

5番（富田委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。申請地は県道と河川に挟まれた土地で以前は田として利用されておりましたが、現在農地としてはあまり良くない土地です。地権者も高齢化しており止むを得ないと判断します。ご審議の程よろしく申し上げます。

7番（新田委員） 番号2について意見を申し上げます。先ほどの4条申請で審議された隣接地で、概要は事務局が説明したとおりです。自家用駐車場用地が無く平成30年頃より利用しており、今後も引き続き駐車場用地として利用したいとのことで止むを得ないと判断します。ご審議の程よろしく申し上げます。

2番（横田委員） 番号3について意見を申し上げます。ここはパトロールしていても木が生えておりどうにかならないかなと思っておりました。止むを得ないのかなと思います。内要は事務局が説明したとおりです。ご審議の程よろしく申し上げます。

8番（豊田委員） 番号4について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。ここは国道299号の方から山水が出てきて、水付きなので畑としては利用困難なので、止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

次に番号5ですが、番号4のための一時転用ということで完了後、元に戻すとのことなので、止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号6について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。永い間会社の駐車場として利用されており、今後も必要であり、元に戻すことは困難なので、止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

1番（新井委員） 番号7について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。事務所から近く駐車場として利用したいとのことで、周りも住宅

や太陽光があり、止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

次に番号8ですが、親の居宅と勤務する事務所の隣に住宅を建築するとのことで止むを得ないと判断しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

9番（加藤委員） 確認ですが、番号4の太陽光発電施設は、設置後管理するのに進入路はどうなっていますか。

斎藤事務局長 公図では国道から申請地まで赤道が通っております。現況は歩いて通れますが車は無理だと思います。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第22号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時0分～午後3時15分）

議長（糸会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第23号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第23号 番号1 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年5月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

借受人、貸付人、貸付地、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、吉田久長 字 宮外戸 畑1筆 1, 166 m²です。

案内図の16ページをご覧ください。申請地は、龍勢会館前交差点から北東に約660メートル先に位置しています。

利用権設定期間は、令和元年8月1日から5年間です。

申請地は今までも相対で借りていたため、これまでしゃくし菜を栽培してきましたが、今後もしゃくし菜を栽培する予定です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番（新井委員） 議案第23号 番号1について意見を申し上げます。現状については事務局が説明したとおりです。借受人はしゃくし菜栽培を熱心に行っています。遊休農地の利用であり大変良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（番場推進委員） 番号1について意見を申し上げます。貸付人は実家から出ており遠方に住んでおり、実家の周りだけ管理していますが、ここまでは手が回らず、借受人は唯一この地域で農業を営んでおりしゃくし菜栽培を頑張っている。有効活用ができるので非常に良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番（横田委員） しゃくし菜の作付けは春ですが、しゃくし菜以外の作付けも予定されてますか。

5区（番場推進委員） 今年は現状草だらけでこれを退治してからだと思うが、この借受人は春と秋の2毛作でしゃくし菜を栽培している。

議長（条会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お

諮りいたします。議案第23号について市長からの申出でのとおり、決定することに賛成をする挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申出でのとおり承認することに決しました。

議案第24号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長(衆会長) 次に、議案第24号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する議事参与の制限に該当いたしますので、13番彦久保利平委員におかれましては、議場から退出願います。

(彦久保委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第24号について説明させていただきます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和元年5月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるかなどに対し、判断するものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成31年第4回総会、議案第18号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

貸付人は埼玉県農林公社、借受人となる担い手、土地の所在等は議案書のとおりです。

申請地は、下吉田 字 布里 畑5筆 7056㎡ です。

案内図の17ページをご覧ください。①②とも吉田総合支所から西に約1100メートル先周辺に位置しています。

本件は、申請地計5筆について、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は令和元年8月1日より10年間、貸借料については年間10アール当たり、1000円になります。

借受人はそれぞれ、ブルーベリーを、観光農園として、或いは販売用として栽培しています。今回利用権を設定する以前からそのように利用しており、農地の配分が決定した後は、引き続きブルーベリーの栽培を行ってまいります。

なお、この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第24号 番号1について意見を申し上げます。現状については事務局が説明したとおりです。この地区はブルーベリーが盛んで私としては賛成です。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（齋藤推進委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と高野委員と3人で現地確認しましたが、ブルーベリーが栽培されきれいに管理されております。特別問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、ご異議ございませんか。

（無しという人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。（彦久保委員が入室する。）

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会令和元年 第5回定例総会を閉会いたします。